

基礎教育の目的の定義について

笹原 英史

A Study on the Definition of the Purpose of Fundamental Education

Hidefumi SASAHARA

*Department of Human Education, Faculty of Human Studies, Ishinomaki Senshu University,
Ishinomaki 986-8580, Japan*

はじめに

前稿⁽¹⁾では、ユネスコ基礎教育（Fundamental Education）政策に関する筆者の今後の主要な研究課題として、二点を提示した。その一つは、1947年4月に開催された「基礎教育の専門家会議」（the Meeting of Experts on Fundamental Education）の議事の2「総会以降に実施された作業の報告」（ユネスコ事務局報告書「総会以降の進捗の報告」unesco/educ./18/1947）のなかで、ユネスコ執行委員会（Executive Committee）で採択された関連決議がどのように扱われているかを明確化することである。当然のことながら、それ以降、この決議に関する議論が、専門家会議でどのように進展したかを明らかにすることも必要である。

これまで、この執行委員会決議に関連して、とくに決議の3のa、すなわち基礎教育の目的を定義づけることが、執行委員会だけでなくユネスコ事務局長ならびに事務局にとって、もっとも重要な懸案事項と認識されていたことを明らかにしてきた。執行委員会と事務局との間には、この点をめぐって、いわば「駆け引き」とでも表現すべき微妙な関係性が存在したと筆者は考える。ハクスリー（J.S. Huxley）ら事務局の基本方針は第1回ユネスコ総会（General Conference）でも承認されていたし、執行委員会も基本的に了承していた。しかし、執行委員会には、さらに基礎教育の目的を限定するとともに、基礎教育を概念的により明瞭化することを求める姿勢があったことは関連決議からも明らかである。それは、実際的な事業内容や経費の問題と直結する、きわめて重要な課題として認識されていたからであると考えら

れる。新しい国際機関としてのユネスコには、早急に何らかの実績を上げることが強く求められていた。それには、明確で限定的な活動に取り組む必要性があった。このようなユネスコ基礎教育政策の決定過程に機能したダイナミズムを明らかにすることが、筆者の当面の大きなテーマの一つである。

このテーマと上述の課題のために、本稿では以下の手順で論を進める。4月17日の第1回会合では、「基礎教育の目的と定義」と題した事務局文書（unesco/educ./20/1947）が提示され、それに関する議論を同日午後のセッションで行うこととなった。しかし、引き続き関連する重要な提言や発言がなされているので、まず、その点を検討する。次に、事務局文書の内容を、詳細に分析しなければならない。午後のセッションでは各委員から意見の開陳があり、その提案にもとづいて、19日までに事務局が再度テキストを準備することになった。したがって、その提案の内容を検討する。この作業をとおして、執行委員会と事務局サイド、専門家会議の意向がいかにか成案へ集約されていったか、そこに機能した一定の力学を明確にすることができるのである。

1 基礎教育の目的の定義に関する発言

会議では、事務局長、事務局教育セクションの長（Kuo Yu-Shou）に続き、事務局アシスタント（J. Lauwerys）が、あらためて執行委員会決議3のaについての検討の必要性を指摘している。彼は事務局文書「基礎教育の目的と定義」を読み上げたうえで、本文書は最終案ではないが、専門家から示唆を引き出し、テーマを明確にする

のには有効だろうと述べた。そして委員に対し、文書に対する批判とコメントを求めた。事務局が、いわゆる議論の「たたき台」を提示したということである。各委員が文書を検討する時間に配慮し、本格的審議は午後となったので、議長は1946年11月の第1回総会で採択された「ユネスコ準備委員会特別委員会報告書」(*Report of a special Committee to the Preparatory Commission of the United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization*) — 『基礎教育』(*Fundamental Education*) — の第5章、とりわけ専門家の活動に関して提案とコメントを求めた。ところが、しばしば議論は基礎教育の目的規定に関わる話題に及んでいる。それは、基礎教育の具体的な活動内容や専門家の行うべき活動を検討するにせよ、必然的にそれにふれざるをえなかったからであろう。したがって、議論の流れを追いながら、関連する発言を検討する必要がある⁽²⁾。

まず、議論の冒頭、A. Sommerfelt が基礎教育を成人の非識字教育と義務教育の観点から検討すべき点を強調し、R. Chetsingh も両者を関連づけることができなければ、何もできないと断言した。この発言に対しては、他の委員から異存は表明されていない。ここで両者は、準備委員会に提示されてから、『基礎教育』の編集過程で議論され、総会と執行委員会をへて、ようやく確定されつつあった「基礎教育」の概念に含まれるべき中核的かつ最低限不可欠な二つの要素⁽³⁾を再確認したといえよう。執行委員会からオブザーバーとして参加していた Sommerfelt が、上述の発言をしていることから、この両ファクターを基礎教育の中心的観点とすることについては、事務局長ならびに事務局、執行委員会、専門家会議の関係者全体で共通の認識が存在したと結論できる。付言するならば、これは事務局長の個人的思想である「進化論的ヒューマニズム」(*Evolutional Humanism*) の基礎教育観とも合致するものであった。

次に、基礎教育の事務局アシスタント J. Bowers は、関係各国にブックレットを送付して、専門家や政府に見解を求めることが有益であると提案した。彼によれば、当初より手段と目的を切り離すべきである。教育の一つの目的は、教

育を受ける人々の幸福を増進することであり、それは調和と「自己充足」(*self-fulfilment*) の問題である。我々は、その目的のなかで、何を達成しようとしているのかについて考えるべきである。それは忠誠や勇気、分別、社会意識といった信条や徳性、リテラシー、社会科学、衛生、農業などの知識、さらに芸術をとおしての自己表現である。それを達成するために、必要な手段とメディアが何かを考えなければならない。この見解には、事務局長ハクスリーの思想的影響が色濃く認められるといえる。その理由は、まず教育の目的を自己による「充足」としていることである。「充足」という用語は進化上の個の十分な発達を意味し、進化論的ヒューマニズムの目的に関わる中核的概念であるとともに、彼が好んで用いる用語である⁽⁴⁾。次に、基礎教育を単なる識字教育に限定することなく、近代市民社会の主権者として、ふさわしい資質と幅広い知識を身につけるための教育内容、自己表現の有効な機会としての芸術活動を含めるよう提案しているからである。これは、これまで検討してきた進化論的ヒューマニズムの基礎教育論の特徴を示している⁽⁵⁾。当然のことながら、それは、ハクスリーによって『基礎教育』の冒頭に掲げられた基礎教育の理念そのものであり、事務局の基本方針である。また、総会が認めた方向性でもあった。

さらに、事務局の J. Lauwerys は、本会議が二つの課題—各国政府や政策に無関心なものに対して我々の活動の趣旨を説明するための執行委員会・国内委員会向け文書を準備すること、事務局に助言を行うこと—に直面していると述べた。さらに、第一の点に関連して上述の事務局文書が提出されたわけであるが、それは基礎教育の目的についてあまり馴染みのない人々に、明瞭なイメージを持たせるであろうと述べている。つまり、ここでの議論が執行委員会を納得させ、加盟国政府に十分な理解を提供する定義を導き出すに足るものとなるだろうという期待の表明といえよう。

Lauwerys による『基礎教育』第5章の概要の説明に引き続き、再度、議長が同所に記載されたパネルの活動についての議論を行うよう求めた。まず、彼は予算の支出とも関係する会合の実施回数の問題に言及している（今回を含む2回の本会

合と、基礎教育に用いる言語、財政問題、マスメディアの利用など最新の教育技術、南京会議の成果とメキシコ会議の準備などに関して議論する小委員会を数度開催すべき旨、提案している)。関連して、M. Read は「提案されたパネルの活動」のパラグラフ(a)に指摘されている基礎教育関係資料の収集を、事務局が開始できたのかどうかを質問している。それに対し、議長は、すでに特定の国から提供を受けた事実を明らかにしたうえで、資料の購入に充当できる予算がきわめて限られているので、これまでも各国政府からの支援を期待せざるをえなかったことを付言している。そこで、A. Charton は我々が必要とする文書とは、公式な文書と統計および教育に関わる書籍や論文などであると述べた。それに対して、R.A.C. Oliver は「基礎教育」がより明確に定義されるまで、どのような書籍をユネスコ事務局が求めているのか各国政府には正確に分からないと主張した。

以上の議論から、可能な限り速やかに基礎教育の目的を明確に定義することは、事務局と専門家委員会、ひいては加盟国にとって必要不可欠であったことが理解できる。とくに Oliver の主張にあるように、必要な資料の種類が Charton が指摘する類いのものであったとしても、その定義が不明瞭なままでは、加盟国として送付すべき資料を効果的に選択できなかったであろう。例えば、加盟国としては、要求しているものが正規の義務教育制度に包含される初等教育に関連する資料なのか、その枠外の教育に関する資料なのか判断に窮したであろう。しかし、M. Baez のように可能なすべての材料を集め、それから取捨選択するのがもっとも望ましいとする意見もあった。予算のこともあって、事務局としては際限なく収集するわけにもいかなかったと考えられる。

また、Baez は次のようにも主張している。「基礎教育の意味を定義することが非常に困難なのは、各国で〈基礎教育〉が同じものではないことによる⁽⁶⁾」。そして、「ハクスリーは基礎教育を、より高度な教育段階のために準備するものと評した。世界各地の多くの人々にとって、基礎教育は唯一可能な教育の形態なのである⁽⁷⁾」としている。Baez が指摘したのは、『基礎教育』の冒頭に

あるハクスリーの著作からの引用であると考えられる。すでに検討したように、同書の序においては、ユネスコ基礎教育の基本的な意義がハクスリーによって明確に示され、重ねて第1章の冒頭で、同概念の内包に関する彼の見解が著作から引用されていた⁽⁸⁾。そのなかで、彼は次のように主張していた。まず第一に、非識字の状態を撲滅しなければならない。それは「とくに、識字が、科学的・技術的前進、よりよい健康、より効果的な農業、より生産性の高い産業、完全な知的意識と精神的発達、民主主義と国家的進歩、国際意識と他国についての知識の前提条件であるがゆえにそうなのである。⁽⁹⁾」ここで、ハクスリーが述べているのは「識字」についてであって、識字こそが Baez の表現にある「より高度な教育段階のために準備するもの」と位置づけられているのである。これまで明らかにしてきたように、ハクスリーと事務局が念頭においている基礎教育は、識字のみを意味するものではなかった。いわば識字を前提として、民主的な近代産業社会における人として不可欠な最低限の知識と技能、人間的資質を身につけさせる教育であった。Baez は、準備委員会、総会、執行委員会に出席するとともに、『基礎教育』の編集にも携わっており、この点を十分に理解していた。彼個人の基礎教育観も、基礎教育を「世界の自由な市民」としてふさわしい資質を習得させる教育と解釈するものであり、ハクスリーや事務局のそれと類似していた⁽¹⁰⁾。その Baez が強調しなかったのは、ハクスリーや事務局の見解が理想的なものとしても、「識字」教育しか受けられない多くの人々が存在するという現実と、その現状に立脚すべきところの現実的視点であったと推察できる。この視点に立脚すれば、基礎教育を識字教育あるいは正規の初等教育、または義務教育制度を補完する教育と規定する立場も正当化される。

2 事務局文書の内容

以下、文書の趣旨⁽¹¹⁾について吟味する。文書は、まず、近代社会の現状について、次のような解釈を提示する。

①「近代産業」と呼ばれるものは、実際は天然資源をより効率的に開発するために、自然のプロ

セスについての新知識を使用する方法である。それは18世紀の西欧に発し、著しい速さで世界に拡大した。そのなかで半熟練工が熟練工に取って代わったり、自然の力を動力とした複雑な機械の使用、労働量の増加などにより、広い範囲で労働者階級の分裂がもたらされた。そのメリットは、健康状態の改善、人生に対する期待の増大であり、デメリットは、あまりにも複雑で解決できないような個人的・社会的レベルの問題が生じることである。今、人類の前にあるのは、田舎のコミュニティや小さなマーケットタウンから成長した社会を、いかに速やかに産業化への道に適応させるかという問題である。

以上のように、まず事務局文書は産業革命に端を発した開発と、近代の工業や産業の発展という巨大な流れに、個人と社会を適応させることが人類の課題であるとの、当時としては一般的ともいえる基本的な認識を披瀝している。そして、その適応を促進するもっとも有効かつ必要不可欠な手段として基礎教育を位置づけているのである。後述する⑤の冒頭でも、近代世界における生活に適応するための教育こそが基礎教育であると断言している。これは、『基礎教育』の冒頭で、事務局長ハクスリーが示したもっとも根本的な認識にもとづくものであるといえる。それは、ユネスコが最優先で取り扱うべきのものの一つが、「近代的な世界の生活に参加するもっとも初歩的な手段をもたないきわめて多くの人々の存在⁽¹²⁾」(傍点筆者)であるというものである。

②産業化へ向かう変化は、人間の習慣や態度にも深刻な変化をもたらす。この変化は高度産業化社会においても、いまだ十分進展しておらず、世界の半分では始まったに過ぎない。「学校と教育制度は、知性と技術の適正な習慣―考え方や書くといった手のスキル―を発達させることによって、その変化を助けている。学校は、また、例えば国民国家への忠誠心も発達させる。その忠誠心は確かに初期の社会的ニーズに密接に関連していたし、19世紀の産業が十分に発達できた社会組織を構築するのに役立った。加えて、伝統と古くからのやり方への尊敬を強めることによって、一般的に保守的で、安定的な効用をもたらした。

学校や教育が、これまでよりいっそう考えられ

たやり方で、また長期的な目的で利用されることはないのだろうか？これは、十分な教育制度と広く普及したリテラシーがいまだ存在しない場合では、ことさら重要である。とくに未発展の国々では、産業化の恩恵のもとで、デメリットを中和し、過去の社会形態や信条への忠誠心を変化の必要性を受容する準備ができた状態へ変え、高めるために学校を利用することができる。」

以上のように、文書は、近代国家における一般的な学校や教育制度の果たした歴史的意義を指摘している。すなわち近代の学校と教育は、知識・技能の伝授によって国家の経済的・軍事的発展を下支えするとともに、徳育によって国家への忠誠心を育て、時として、国家や社会組織、伝統などに対する守旧的な態度も育成してきた。産業革命から帝国主義の時代をへて、さらに近代国家が大戦後の経済発展期へ向かおうとしていた当時、文書は、学校や教育制度に求められた機能を冷静に見ていたといえる。この視点に加え、文書は、近代国家が発展の陰で生み出した①で指摘したような問題点の解消を、学校と教育、とくに基礎教育に期待していたといえる。次に、文書は基礎教育に対する各方面からの期待について述べている。

③産業化への途上にある国々は教育システムを確立し、成人に読み書きの最低限の知識を提供することが必要であること、この基礎的素養がなければ、最新の機械技術も利用できないということを知っている。このような国の政治家はリテラシーそのものを望んでいるのではなく、目的への手段―目的とは、よりよい国民の生活水準と天然資源のより効果的な開発―としてのリテラシーを望んでいるのである。教育者はリテラシーキャンペーンが、例えば、全国民の必要とする基本的知識を提供するためのキャンペーンと結びつけられるべきだと主張する。社会学者とか人道主義者は、すべての市民が最善を実現できるように教育を設計すべきだと強調する。国際主義者は、教育制度を正義と法による統治を前進させるとともに、平和と安全を維持し、強化するために利用することを望む。

以上、文書は基礎教育に対する国家的・政治的要請に加え、純粋に教育学的、社会学的、国際的な期待などについて述べたうえで、基礎教育の性

格と目的の定義づけを試みている。

④これらすべてを考慮すると、「〈基礎教育〉は、自分の思いのままに、よりうまく才能を発揮したり、潜在的な可能性をより完全に充足(fulfil)したりできるような知識を全国民に提供するという仕事に、国の教育リソースを利用することであるといえる。基礎教育は、読み書きが自己表現やコミュニケーションや望ましい知識の習得に必要な限りにおいてのみ、それを重要視する。それは精神的・道徳的な教育とも関連する。なぜなら精神的・道徳的な教育は、人間に自己と環境に、より十分な命令を与える個人的・市民的な徳を強めることを望むからである。また基礎教育は子どもと成人の両者に関係する。なぜなら多方面からの協調的に計画された方策のみが、成功をもたらすだろうからである」。

文書は、ここで基礎教育の目的を明確に定義づけている。その趣旨を端的に表現すれば、基礎教育の目的は個人の意思にもとづく自己の「充足」、すなわち知識や技能の獲得をととして潜在的な才能と可能性を発現させることと、道徳的な人間性を陶冶することであるといえる。とくに前者と関係する限りにおいて、基礎教育は識字教育を包含する。また、基礎教育の対象は児童から成人である。ここでも、先述した「充足」が用いられている。また、ここで示された基礎教育の目的や内包、対象に関する概念が、『基礎教育』の冒頭で引用されたハクスリーの基本理念と合致していることを再度確認する必要がある。

さらに、文書は次のように指摘する。「ユネスコは、基礎教育に二つの理由で関与する。一つは、〈大衆教育と文化の拡大に新鮮な刺激を与え〉なければならないと明確に規定する憲章が、義務づけているからである。すべての国民のために共通の基礎を提供することを助けるという義務が、その第一義的義務の一つである。第二に、ほんの短い間に、新しく確立され、急速に拡大しつつある国民教育のシステムが国際的な方向に向かう可能性があるからである。また、この新しいシステムが、相互理解と人類の団結(human solidarity)を増進する可能性があるからである」。

ここで、文書はユネスコ教育政策の一つとして、基礎教育を取り扱う合理性を強調している。

それは、教育・科学・文化の発展をととして世界平和に貢献するという憲章の理念を前提とすれば、教育へのアクセスの不平等こそ「平和と安全に対する脅威であるばかりでなく、科学と文化への障壁であり挑戦でもある」から、「ユネスコは、その関心の主要な分野の一つとして基礎教育を考える十分な理由がある」という第一義的な認識に立脚したものといえよう。これは、ハクスリーによって『基礎教育』のまえがきで明示されたものである⁽¹³⁾。次に、文書は基礎教育プロジェクトの具体的な内容に言及する。

⑤「基礎教育は近代世界におけるよりよい、より幸福な、より成功した生活のための教育である。それは、読み書きの教育、関連する知識(健康、産業技術、科学的知識)の提供、文化活動の促進、市民教育、国際理解教育を含んでいなければならない。成人の非識字キャンペーンを指導し、初等・中等教育を促進することによって前進する。基礎教育はあらゆる可能なツールと方法—本、ラジオ、シネマ、ポスターなど—を利用する。基礎教育は、生活にスパイスを与える文化的多様性を強める必要性に当然の注意を払いつつ、また土着的な土壌への健全な愛着を維持しながら、健康的な国際的態度を増進する。これによって、人々は責任と権利を認識しつつ、不可避免的によりよい市民になるだろう。そして、国々と世界が利用できる人的資源を大きく増やしていくだろう」。

このなかでも、従来から事務局長ハクスリーと事務局が重要視してきた事項が繰り返して強調されている。それは識字教育、近代市民としての教育、健康や産業に関わる教育、個々の文化の独創性と多様性への配慮、初等・中等教育の普及促進、近代的な教育方法の重視といった事柄である。執行委員会の事務局に対する要望は、よりいっそう基礎教育の目的と概念を限定し、明瞭化することであった。④で提示された基礎教育の目的と、⑤で言及された具体的な活動内容から判断すれば、事務局文書において『基礎教育』で言及された目的、活動内容から消去されたものも、付加されたものもない。結果として、この作業が、基礎教育概念の明確化という執行委員会の意思を十分に汲んだものであったとはいえない。むしろ

ろ、そこには専門家会議の承認をえて、事務局長と事務局の基本方針を再確認しようとする意図さえる。その基本方針は、第1回総会で承認されたものであったから、その意図は正当なものであったともいえるのである。最後に、文書は基礎教育を実施する際の留意点について述べている。

⑥ユネスコは基礎教育キャンペーンを担当するにあたって、次の点につねに注意する。a) ユネスコは国連の機関であって、国家機関ではないという事実（コペルニクス的で非国家的観点から見れば、問題は違って見えるだろう）。b) そこから人類の団結と友愛の精神が生じる共通の概念、態度、理想のストック（a stock of common ideas, attitudes and ideals）をすべての人々に提供する必要性。c) 地域的な多様性を強化し、文化的相違を尊重する必要性。

この部分にも、基礎教育のみならずユネスコ教育政策全般の実施に際しての、ハクスリーと事務局の基本理念が明確に看取できる。それは、まず国際機関がいわゆる「主権的国民国家」の枠組みを超越した組織であることを求める姿勢、いわゆる「理想主義」である⁽¹⁴⁾。この理念は、次第に「現実主義」ともいうべきものへ路線変更を余儀なくされるが、この時点では事務局全体において当初の理念を支えようとする姿勢が優勢であったといえる。次に、人類に「共通の概念、態度、理想のストック⁽¹⁵⁾」（傍点筆者）を提供すべきとしている点である。これはユネスコの存在意義として、ハクスリーが掲げた「一つの共通の経験、意識、目的のプールに流儀を統一する」（the unifying of traditions in a single common pool of experience, awareness, and purpose）を意識した表現といえよう。彼は、ユネスコ活動によるこのような「一つの世界文化⁽¹⁶⁾」（a single world culture）の創成によって、人類全体の「進化的進歩⁽¹⁷⁾」（evolutionary progress）を実現することを目論んでいた。さらに、前述したように地域的・文化的な多様性を尊重する姿勢にも、進化論的ヒューマンイズムの強い影響が認められるのである。

3 事務局文書をめぐる議論

17日午後のセッションにおいて、まず議長が事務局文書についての再検討を指示し、事務局からも各委員に詳細なコメントが求められた⁽¹⁸⁾。これに対して、以下の主張がなされた。まず、Oliverは資料に具体的な事例が記載されていない点を批判した。次に、Readは検討すべき問題は農業地域の産業化だけではなく、生活水準を広く一般化することであると主張した。そして基礎教育の観点から、検討中の地域—それが産業地域であれ農業地域であれ—の際だった特徴は物質的・知的な貧困であって、これこそが解消されなければならない課題であると力説した。また、当該地域では、地元のイニシアティブと責任感を高めるよう努力すべきであると述べた。

Readの指摘は、地理や産業といった地域的特性に関わらず、当該地域における人々の自発的な生活改善意欲にもとづいて、経済的・文化的「貧困」を解消する基礎教育を実施することが急務であるとの、専門家として基本的な認識を示したもののといえる。これは、『基礎教育』のなかで、多くの専門家と事務局が立脚した基本認識であって、会議の参加者全員に異論はなかったといえる。

さらに、Ranjitは「基礎教育」という用語は、可能な限りもっとも広い意味で解釈すべきだとした。そして、次の三つのポイントを指摘した。基礎教育の目的は、個人やコミュニティが生活状況を改善するのに適応できるよう援助すること、認識とイニシアティブの質を高めること、先行の方法によってコミュニティのなかと同様に、国々の間でもよりよい社会的関係を発展させることである。「可能な限りもっとも広い意味で」解釈すべきとするRanjitの姿勢も、ハクスリーら事務局の基本理念と合致したものであった。基礎教育を、単なる識字教育や初等教育の補完に矮小化する立場を戒めるものといえよう。

関連して、PostとSommerfeltは加盟国における歴史教授の方法、ユニバーサルな教科書の出版の問題に言及している。また、何人かの委員が、議論の途中で基礎教育の「感情的・道徳的側面」（the sentimental and moral aspects）を強調したと記載されている。詳細な記載がないため

「感情的・道徳的側面」の意味するところは正確に分からないが、文書がふれた内容、すなわち土着的な文化への愛着、市民としての責任と権利の認識といった面に配慮すべきであるとの方針に関連したものと考えられる。ハクスリーら事務局は、知的な面と同様、情緒的・道徳的に健全な発達も基礎教育の重要な目的の一つと認識していた。この基本姿勢は、本会議の19日のセッションでも取り上げられ、議長が「基礎教育に芸術を加えてほしいという事務局長の希望」については、別途検討する旨発言している⁽¹⁹⁾。この事実は、ハクスリーら事務局の理念において、とりわけ芸術教育が全人的な人間形成に欠くべからざる要素と考えられていたことを意味している。

おわりに

専門家会議における「基礎教育の目的の定義」に関する議論の経緯は、これまで述べたとおりである。そこには、事務局長ハクスリーらが準備委員会、総会で示してきた方針を追認する方向性が認められた。表現を換えるなら、執行委員会の意思が定義をめぐる議論に十分反映したとはいえない。以後の経緯としては、19日の会合で文書が再提示され、若干の修正をへて採択されている。その成案は、概略的な経緯とともに事務局報告書(unesco/educ./28/1947)のなかに記載されている。次稿では、この成案について詳細に検討する。この作業によって、最終的に、執行委員会関連決議がどのように扱われたかが明らかになる。また、専門家会議においては、そればかりでなく基礎教育の内容と方法をめぐって、きわめて重要な論議が行われている。「基礎教育の目的の定義」をめぐっても、その内包や具体的方法に議論が及ばざるをえなかったように、それらは「基礎教育」の概念、あるいはその目的を規定する重要な

要素でもあるからである。したがって、次稿以降で、基礎教育の内容と方法をめぐる議論の検討へと進むこととする。

注

- (1) 拙稿「〈基礎教育の専門家会議〉の議事について」(石巻専修大学 研究紀要第23号、2012)
- (2) UNESCO/Educ./S.R.1/1947.
- (3) 拙稿「ユネスコ準備委員会特別委員会報告書について(その1)」(石巻専修大学 研究紀要第18号、2007) 92~95ページ。
- (4) 拙書『ハクスリーの思想と実践』(専修大学出版局、2006) 210ページ。
- (5) 同上、309、395ページ。
- (6) UNESCO/Educ./S.R.1/1947. p.5.
- (7) Ibid.
- (8) 前掲『ハクスリーの思想と実践』210ページ。
- (9) *Fundamental Education*. The Macmillan Company, 1947 (Report of a special Committee to the Preparatory Commission of the United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization. 1946) pp.8-9. (以下、本書をF.E.と略記する)
- (10) 前掲「ユネスコ準備委員会特別委員会報告書について(その1)」94~95ページ。
- (11) UNESCO/Educ./20/1947.
- (12) F.E., FOREWARD.
- (13) Ibid.
- (14) 前掲拙書『ハクスリーの思想と実践』310ページ。
- (15) Huxley, J.S. UNESCO: Its Purpose and Its Philosophy. Public Affairs Press, 1947, p.17. (以下、本書をU.N.と略記する)
- (16) U.N., p61.
- (17) Ibid. p13.
- (18) UNESCO/Educ./S.R.2/1947.
- (19) UNESCO/Educ./S.R.5/1947. p.2.